

第 4 回有識者会議における構成員からの質問等への回答について（関係省庁分）

【江澤構成員】

学校がもし脅威の場となっているのであれば、学校でもう少し踏み込んだ対策は何ができるのか。

（答）【担当：文科省】

自殺の背景には様々な要因があるが、令和 3 年 6 月の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の審議まとめでは、学校活動全体が持つ自殺に対する抑止的な効果も指摘されているところ。いずれにしても、審議のまとめ等を踏まえ、引き続き、自殺防止対策をしっかりとすすめてまいりたい。

【江澤構成員】

自殺を誘導するサイトへのアクセス者の対応や、先般も女子プロレスラーの方が誹謗中傷のネットの被害で自殺されたこともございましたので、そのための対策をより強化できるのか。

（答）【担当：警察庁、法務省、総務省】

警察では、インターネット上の自殺予告事案については、プロバイダ等と連携して対応し、本人へ自殺を思いとどまるよう説得するなど必要な自殺防止措置を実施しているところ。

また、インターネット上の自殺の誘引・勧誘等に関する情報（ ）については、認知した場合に、サイト管理者に削除依頼を実施しているほか、民間委託により、こうした情報の削除依頼を実施するインターネット・ホットラインセンターを運用するとともに、これらの情報を収集し、同センターに通報するサイバークパトロール事業を実施し、こうした情報の排除に向けた取組を推進しているところ。

自殺の誘引・勧誘等に関する情報

(1) 自殺関与

不特定多数の者、又は、自殺を仄めかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う。」「請け負う。」等の表現が記載されているもの

(2) 自殺の誘引・勧誘（集団自殺の呼びかけ等）

「一緒に死にませんか。」「本気で自殺したい人を募集しています。」等、自己のみならず、他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されているもの

法務省の人権擁護機関では、「インターネットによる人権侵害をなくそう」を人権啓発活動における強調事項の一つとして掲げ、総務省等と共同した人権啓発サイトの開設や、啓発冊子の配信等の人権啓発活動を実施している。また、人権相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、削除依頼の方法の助言や、削除要請を行っている。

総務省では、前回お伝えしたことに加え、ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース（TF-

NotAlone) の枠組みの下で、内閣官房、厚生労働省、文部科学省と連携し、 SNS 上の既存のプッシュ型の発信サービスに関する情報整理、 SNS を含む検索連動型の相談窓口案内に係る有効なキーワードや窓口の追加について、事業者との連携構築及び事業者への働きかけ、 SNS 事業者に対する自殺を誘引する投稿の禁止に関する利用規約における明記の徹底の呼びかけを行ったところ。

また、違法・有害情報相談センターを設置・運営し、自殺予告事案に関する相談があった場合に対応できる体制を構築している。

【江澤構成員】

学校のいじめ。最近では裏アカウントとかもよく報道されておりますし、そういった対策が可能かどうか。

(答)【担当：文科省】

スマートフォンなどの普及に伴い、ネットいじめの件数は増加している。文部科学省としては、警察など関係機関との連携が重要であると考えており、情報モラル教育の推進や SNS 等を活用した相談体制の構築事業を実施しているところ。

【生越構成員】

いじめが行われると、いじめで自死があると、第三者委員会というものが設立されますが、これも非常に児童の心情を害するような調査を行うことが多いので、この点、ちょっと留意されるべきではないか。

(答)【担当：文科省】

いじめの重大事態への対応においては、被害児童生徒側へ十分な寄り添いができていないといった課題が指摘されていることは承知。このことから、重大事態調査における初期対応や調査体制の在り方等について、年度内を目途に有識者に御議論いただいているところ。

【向笠構成員】

昨年度も私は、文科省のほうに、自殺予防教育に関して周知徹底という形でどの程度されているのかと伺いまして、周知はされているとお返事はいただきました。今回の資料等も読ませていただいて、教育の関係の先生方の担当周知までは行っているのですが、彼らが今の子どもたちに自殺予防教育をどれくらい入れられるのかということが、非常に大切な時期になっているのではないかと考えます。

それは、全部の子どもたちが同じ条件下で、これほど希薄な人間関係の中で成長しているのですから、ぜひとも先生方の担当の周知ではなく、子どもたちにどこまで落とせる形の施策と実際に行っているかというところまで提示していただく、6月にあった「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会

議」でも随分明示されていましたが、具体的な形のものを見せていただきたい。それが非常に必要だと、緊急支援に入った状況では実感として思っております。ですから、お示しいただくと大変ありがたいと思いますので、御検討をお願いいたします。

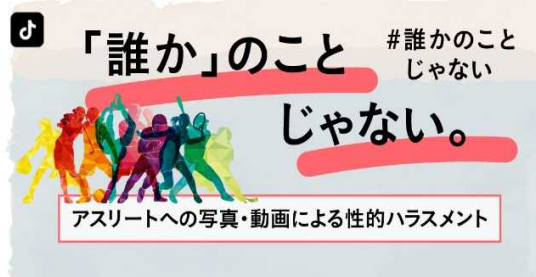
(答)【担当：文科省】

文部科学省としては、「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」等において、実際の自殺予防教育のプログラム例などをお示ししている。また、各自治体が作成しているSOS の出し方に関する教育の教材例を通知にて学校にお示したところであり、引き続き、心の健康の保持促進に係る教育及び啓発を推し進めていきたい。

インターネット上での誹謗中傷に係る人権啓発活動

SNS事業者と連携した人権啓発活動

- 多くの若年層が利用する動画配信アプリ事業者と連携し、インターネット上の様々な人権問題について啓発動画を配信
- 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中は、インターネット上などにおけるアスリートへの写真・動画による性的ハラスメントについて啓発動画を配信



デジタルサイネージ広告の実施

令和2年11月30日から12月31日まで、東京都内主要駅構内において、デジタルサイネージを活用した広告を実施



あなたの一言は、誰かを傷つけませんか？

人権シンポジウムの開催



タレントの最上もろみさんなどをお招きし、誰もが他人を傷つせず、安心・安全にインターネットを利用するためにはどうしたら良いかを学び、気づきを促すことを目的とした、オンラインフォーラムを開催

児童生徒やその保護者を対象とした啓発冊子や啓発動画を作成し、配布・配信



タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「ネットによる人権侵害」



啓発動画「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」



啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権(三訂版)」

SNS・インターネット広告

- 公式SNS・インターネット広告を用いて、インターネット上で誹謗中傷を行わないよう呼びかけるとともに、人権相談窓口を周知



人権教室の実施

携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施

【参考】インターネットと人権をテーマとした人権教室
令和2年度は約9万7,500人を対象に実施



インターネット上での誹謗中傷に係る人権啓発活動

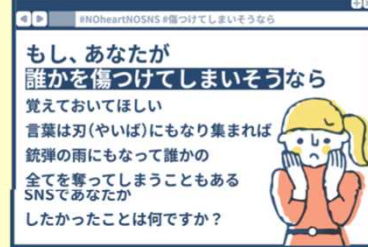
プラットフォームとタイアップして
SNS利用に関する人権啓発サイトを開設



- 「#No Heart No SNS」をスローガンとした SNS 利用に関する人権啓発サイト (<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>) を令和2年7月に開設 (令和3年10月末までのアクセス数：8万以上)
- 令和2年11月から12月にかけて、全国の地方新聞52紙に広告を掲載



SNSはハートをつなげるもの
誰かを傷つけるためにあるんじゃない!



それはあなたの大切な人ですか？
ブロックやミュートで距離をおこう

我慢ばかりする必要ない！
自分でも削除依頼ができる

一人で悩まないで・・・
困ったら一人で悩まず相談しましょう

SNSのことで、1人で悩まないで。声を聴かせてください。絶対に誰かが力になってくれます。相談窓口にご相談しましょう。(あなたが青少年だったら、保護者や先生など信頼できる大人にも相談しましょう。)

法務省インターネット人権相談

その投稿、大丈夫ですか？

法務省の人権擁護機関ではインターネットでも人権相談を受け付けています。

法務省インターネット人権相談受付窓口▶

違法・有害情報相談センター
(総務省支援事業)

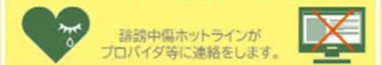


違法・有害情報相談センターは、インターネット上の誹謗中傷に関する削除依頼の方法について、専門知識を持った相談員によるアドバイスを行っております。

違法・有害情報相談センターサイト▶

セーフティーインターネット協会
相談中傷ホットライン

ネットの誹謗中傷の被害にあわれたら一人で悩まず連絡してください。



セーフティーインターネット協会 (SIA) では、「誹謗中傷(ひぼうちゆうしょう)ホットライン」を開設し、インターネット上での誹謗中傷に悩んでいる方から連絡を受け付け、プロバイダ等に各社の利用ルールに沿った対応を促す連絡を行っています。一人で悩まず、まずはホットラインに連絡してみませんか。

SIA 誹謗中傷ホットラインはこちら▶

あなたは一人ではありません
みんながあなたの力になります。

[主催]
法務省人権擁護局
総務省
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構 (SMAJ)
一般社団法人セーフティーインターネット協会

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎ **悩みや不安を抱えて困っている方**に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、**様々な方法による相談**が可能です。

・ 解決策がわからない
・ 書き込みを削除したい

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・ 身の危険を感じる
・ 犯人を処罰してほしい

弁護士に相談
または 法テラス

<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察
本部のサイバー犯罪相談窓口

<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・ まずアドバイスがほしい
・ 自分で迅速に削除依頼したい

・ 自分で削除依頼できない
・ 自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

国の機関に
相談したい

民間機関に
相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)



<https://www.ihaho.jp>



迅速な助言

- ◎ 相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを**迅速にアドバイス**します。
- ◎ **インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員**が対応
- ◎ 人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広いアドバイスが可能**
- ◎ インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

「人権相談」
(法務省)

<https://www.jinken.go.jp>



「みんなの人権110番」
0570-003-110

削除要請・助言

- ◎ 相談者自身で行う**削除依頼の方法などの助言**に加え、**法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎ 削除要請は、**専門的知見を有する法務局が違法性を判断**した上で行います。
- ◎ 全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」
(セーフティーインターネット協会)



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎ インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎ **インターネット企業有志によって運営**されるセーフティーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎ インターネットで連絡を受け付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります